

琴浦町告示第103号

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から令和7年10月27日付鳥農機構第346号で申請のあった農用地利用集積等促進計画を令和7年9月30日認可したので、同条第7項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月31日

琴浦町長 福本 まり子



※ 公告には、農用地利用集積等促進計画の他、以下の書類を添付する。

区分	添付する書類の名称
賃貸借・使用貸借	農用地利用集積等促進計画に係る条件等
売買	1 共通事項（地権者から機構への所有権移転関係） 2 共通事項（機構から耕作者への所有権移転関係）

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考	
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替								
1	琴浦町	光好	屋別藤	125-1	田	田	飼料畑	973	973	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	5,000	4,865	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	5,000	4,865	千草 正隆	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字法万928番地1	①	有	○	○		下郷	①	
2	琴浦町	浦安	屋敷田	254	田	田	飼料畑	2,228	2,228	青	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	5,000	11,140	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	5,000	11,140	千草 正隆	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字法万928番地1	①	有	○	○		浦安	①	
3	琴浦町	浦安	天神上	261-1	田	田	飼料畑	1,696	1,696	青	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	5,000	8,480	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	5,000	8,480	千草 正隆	689-2325	鳥取県東伯郡琴浦町大字法万928番地1	①	有	○	○		浦安	①	
4	琴浦町	楓下	宮尻	2308-1	畑	畑	普通畑	9,388	9,388	青	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	10,000	93,880	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	10,000	93,880	中西 博之	689-2223	鳥取県東伯郡北栄町大谷1441番地	①		○	○		浦安	①	
5	琴浦町	楓下	宮尻	2308-2	畑	畑	普通畑	107	107	青	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	10,000	1,070	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	10,000	1,070	中西 博之	689-2223	鳥取県東伯郡北栄町大谷1441番地	①		○	○		浦安	①	
6	琴浦町	下大江	廣原	621-1	田	田	飼料畑	3,020	3,020	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	10,000	30,200	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	10,000	30,200	川本 潤一郎	689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保154番地	①	有	○	○		下郷	①	
7	琴浦町	下大江	廣原	622-1	田	田	飼料畑	2,932	2,932	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	10,000	29,320	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	10,000	29,320	川本 潤一郎	689-2353	鳥取県東伯郡琴浦町大字三保154番地	①	有	○	○		下郷	①	
8	琴浦町	西宮	前野	776-147	畑	畑	普通畑	1,332	1,332	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	7,992	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	7,992	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
9	琴浦町	西宮	前野	776-239	原野	畑	普通畑	219	219	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	1,314	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	1,314	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
10	琴浦町	西宮	前野	776-146	畑	畑	普通畑	932	932	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	5,592	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	5,592	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
11	琴浦町	西宮	前野	776-238	原野	畑	普通畑	211	211	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	1,266	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	1,266	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
12	琴浦町	西宮	前野	776-148	畑	畑	普通畑	694	694	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	4,164	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	4,164	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
13	琴浦町	西宮	前野	776-149	畑	畑	普通畑	799	799	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	4,794	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	4,794	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
14	琴浦町	西宮	前野	776-150	畑	畑	普通畑	690	690	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	4,140	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	4,140	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
15	琴浦町	西宮	前野	776-151	畑	畑	普通畑	799	799	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	4,794	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	4,794	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
16	琴浦町	西宮	前野	776-240	畑	畑	普通畑	461	461	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	2,766	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	6,000	2,766	農事組合法人 みどり生産組合	689-2304	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061番地の6		有	○	○		成美	①	
17	琴浦町	楓下	小高野	2740	畑	畑	普通畑	2,133	2,133	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	7,970	17,000	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	7,970	17,000	高見 啓子	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字楓下937番地5	①	有	○	○		浦安	①	
18	琴浦町	赤崎	西高野東	2402	畑	畑	飼料畑	1,945	1,945	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	小谷 廣明	689-2533	鳥取県東伯郡琴浦町大字中村67番地			○	○		赤崎	①	
19	琴浦町	竹内	治郎兵衛田	604-1	田	田	水稻	147	147	青	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	0	0	河上 輝己	689-2521	鳥取県東伯郡琴浦町大字竹内614番地		有	○	○		以西	①	
20	琴浦町	竹内	治郎兵衛田	605-1	田	田	水稻	688	688	青	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R17.10.31	10年0ヶ月	0	0	河上 輝己	689-2521	鳥取県東伯郡琴浦町大字竹内614番地		有	○	○		以西	①	
21	琴浦町	赤崎	玄小原	870	田	田	水稻	1,474	1,474	青	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R10.10.31	3年0ヶ月	0	0	澤田 康弘	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎1886番地3			○	○		赤崎	①	
22	琴浦町	金屋	大高谷	735	畑	畑																									

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (m ²)	取扱面積 (m ²)	農振 の 区分	地権者が機構に設定する権利				機構が耕作者に設定する権利				借受経営体の 名称	〒番号	住所	経営体 の区分 (注2)	経営体 の機構 利用の 有無	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考		
	市町村	大字	字	地番							始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	新規	更新	付替									
25	琴浦町	杉下	北大成ル	913	畠	畠	普通畠	1,027	1,027	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	山崎 隼太郎	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字 榎下996番地40			○	○			下郷	①	
26	琴浦町	森藤	大フケ	705	田	田	普通畠	1,562	1,562	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	山崎 隼太郎	689-2305	鳥取県東伯郡琴浦町大字 榎下996番地40			○	○			下郷	①	
27	琴浦町	中尾	伊勢野	986	畠	畠	飼料畠	940	940	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	有	○	○			浦安	①	
28	琴浦町	中尾	伊勢野	984	畠	畠	飼料畠	314	314	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	株式会社 中原 牧場	689-2312	鳥取県東伯郡琴浦町大字 金屋343番地	①	有	○	○			浦安	①	
29	琴浦町	赤崎	細工田	977-1	田	田	水稻	1,456	1,456	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	森田 澄恵	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤崎992番地			○	○			赤崎	①	
30	琴浦町	赤崎	細工田	978-1	田	田	水稻	2,077	2,077	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	森田 澄恵	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤崎992番地			○	○			赤崎	①	
31	琴浦町	赤崎	屋敷	989-1	田	田	水稻	2,361	2,361	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	森田 澄恵	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤崎992番地			○	○			赤崎	①	
32	琴浦町	赤崎	屋敷	990-1	田	田	普通畠	1,056	1,056	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	森田 澄恵	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤崎992番地			○	○			赤崎	①	
33	琴浦町	赤崎	屋敷	990-2	畠	畠	普通畠	409	409	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	森田 澄恵	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤崎992番地			○	○			赤崎	①	
34	琴浦町	赤崎	屋敷	991	畠	畠	普通畠	121	121	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	森田 澄恵	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤崎992番地			○	○			赤崎	①	
35	琴浦町	赤崎	屋敷田	998	田	田	水稻	1,835	1,835	青	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	R7.11.1	R12.10.31	5年0ヶ月	0	0	森田 澄恵	689-2501	鳥取県東伯郡琴浦町大字 赤崎992番地			○	○			赤崎	①	

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 市町村で「添付書類(賃借権、使用賃借等)チェックリスト」により確認が行われた場合は【○】。「農用地利用集積等促進計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等(農業経営の状況)」は添付されたものとみなす。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。

農用地利用集積等促進計画（売買関係）

注1 経営体の区分は、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④地域計画に位置付けられた経営体、⑤今後育成すべき農業者、不該当する選択を記載

注1：経営体の区分は、①認定農業者、②認定正規就農農業者、③基準構成小半封建農業者、④地域別に区分して並びに経営体、⑤「後年度成績」へと農業者に該する。注2：A、Bは「経営者」に対する農地を耕作する「耕種者」、Cは「経営者」に対する農地を耕作する「耕種者」、Dは「経営者」に対する農地を耕作する「耕種者」。

○農用地利用集積等促進計画に係る条件等

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 貸借権の設定等の条件

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）による貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「貸借権の設定等」という。）は、貸借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該貸借の設定等を受けた土地（以下「当該土地」という。）について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

- ア 当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたとき。
- イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告を丙がしないとき。
- ウ （8）イに該当する違反があったとき。

(2) 借貸の支払

- ア 乙を介した借貸授受の場合、丙は乙の指定する期日までに乙の指定する口座に1年間分の借貸を支払い、乙は、乙に貸借権の設定等する者（以下「甲」という。）の指定する口座に1年間分の借貸を支払う。
- イ 甲と丙が借貸の直接授受の場合は、別に定めるところによる。

(3) 借貸の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、（2）に記載された借貸の支払期限までに借貸の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4) 借貸の改訂

- ア この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借貸の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借貸の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。
- イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借貸は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借貸の減額時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めることができる。

(5) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6) 転貸又は譲渡

丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(7) 遅延損害金

- ア 丙は、（3）により支払を猶予した場合を除き、（2）アに定める期日までに借貸を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
- イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。
- ウ 借貸の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借貸に関する債権及び債務は甲と丙の間で存在し乙は一切の債権及び債務を有さず、借貸の未払及び遅延損害等借貸授受に係る問題が生じた場合は甲と丙で解決することとし、乙は関与しないものとする。

(8) 修繕及び改良

- ア 乙、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において甲が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で乙及び甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙と協議のうえ甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土（客土を含む）、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。（ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。）
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

- ア 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならない。
- イ アに基づき丙が附属物を設置した場合において、貸貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。
- ウ 権利の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである場合においては、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 租税公課の負担

- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。
- イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

(11) 貸借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された貸借権又は使用貸借権は消滅する。

(12) 当該土地の返還

貸借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 貸借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び鳥取県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 権利取得者の責務

- ア 丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- イ 乙が報告を求めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、貸借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。

(15) 機構関連事業について

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。"

(16) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

1 共通事項 (地権者から機構への所有権移転関係)

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、本計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）所有権の移転

本計画に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、本計画に記載された所有権移転の時期に移転する。

（2）農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効

本計画に記載された対価の支払期限までに對価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。

（3）所有権以外の権利の消滅

当該土地に第三者のための担保物件等が設定されているときは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）に所有権を移転する者（以下「甲」という。）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されている場合は、本計画に記載された所有権移転の時期までにその登記を消滅しなければならない。

（4）障害の除去等

ア 甲は、当該土地の引渡しの時期までに、土石、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等であって農地としての利用に支障を來すもの（以下「障害」という。）を当該土地から除去したうえで乙に引渡す。

イ 当該土地の引渡し後においてアの障害が判明したときは、乙は相当な期間を定めて甲に対し障害の除去（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

ウ 甲の行う履行の追完は、乙が指定した方法により行わなければならない。

エ 甲が乙の定めた相当の期間内に履行の追完を行わないときは、乙は催告することなくその障害の程度に応じた対価の減額請求、本計画により成立した法律関係の解除及び乙に生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

（5）境界の明示

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。

（6）禁止行為

甲は、当該土地の引渡しの時期までに、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 当該土地に地上権、抵当権、賃借権、その他所有権以外の権利を設定すること。

イ 当該土地に構築物を設置すること。

ウ 当該土地の形質を変更すること。

（7）租税公課の負担

当該土地に係る土地改良区負担金等の経費等は、その所有権移転の時期の属する年度については、甲が負担するものとし、乙は本計画に記載された対価以外一切の債務及び経費等負担は行わない。

（8）所有権の移転の登記

本計画による所有権の移転の登記に必要となる甲に関する証明書等については、甲の費用負担により甲は乙に提出しなければならない。

（9）債務不履行による法律関係の解除

ア 乙は、甲が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。

イ 乙は、アにより法律関係を解除したときは、甲に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

（10）土地の滅失等

本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災その他、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、乙は本計画により成立する法律関係を解除することができる。

（11）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。

2 共通事項 (機構から耕作者への所有権移転関係)

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、本計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転
本計画に記載された土地（以下「当該土地」という。）の所有権は、本計画の公告があり、本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を完了したときは、その所有権移転の時期に移転する。
- (2) 農用地利用集積等促進計画に定められた法律関係の失効
本計画に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る本計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 対価の増減額請求
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）から所有権の移転を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の本計画に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、対価の増減を請求しない。
- (4) 租税公課の負担
当該土地に係る土地改良区負担金等の経費等は、乙が負担する。
- (5) 所有権の移転の登記
本計画による所有権の移転の登記に必要となる乙に関する証明書等については、乙の費用負担により乙は甲に提出しなければならない。
- (6) 債務不履行による法律関係の解除
ア 甲は、乙が本計画に基づく義務を履行しないときは、本計画によって成立した法律関係を解除することができる。
イ 甲は、アにより法律関係を解除したときは、乙に対して損害賠償金の支払を請求することができる。
- (7) 土地の滅失等
本計画の公告後、当該土地の引渡しの時期までの間に、天災その他、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により当該土地の全部又は一部が滅失その他の事由により使用及び収益をできなくなった場合は、甲は本計画により成立する法律関係を解除することができる。
- (8) 買戻特約
乙が当該土地に設定する所有権移転の時期から5年を経過するまでの間において耕作をしないと認められる場合、甲は当該土地の買戻しをすることができる。
- (9) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議する。